

こどもや障害者等が生活バスを利用する場合については、通常の使用料から以下のとおり減額されます。

#### ○こどもの場合

- ・乗車者が6歳以下の未就学児（幼児）、小学生若しくはこれに準ずる方…「半額」
- ・乗車者（幼児を除く）に幼児が同伴する場合、使用料は以下のとおりとなります。
  - （1）1歳未満の方 無料
  - （2）1歳以上6歳以下の未就学児 乗車者1人につき1人無料

#### ○障害者等の場合

- ・身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている方及び療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている方（1種の手帳の交付を受けている方については、介護者を含む。）が乗車するとき…「半額」
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級の手帳の交付を受けている者及び12歳未満の方については、介護者を含む。）が乗車するとき…「半額」
- ・児童福祉法に規定する児童福祉施設等で看護等を受けている方及びその付添人が養護等のため乗車するとき…「半額」

※減額については交付を受けている手帳等の提示が必要となります。